剣道競技　細則・申し合わせ

【細則・申し合わせ】

１　選手は気品ある態度で全力をあげて試合をする。

２　竹刀は完全なものを使用する。着色を施したり、テープを巻いたりした竹刀は使用してはならない。

３　選手の服装は、紺（黒）または白の剣道着・袴とする。なお、刺繍等により華美にならないこと。

４　試合者の目印に、校名などを大きく目立つように入れてはいけない。目印を着ける時は、折り返した二枚の長さが揃うように着ける。

５　滑り止めのための雑巾等は使用しない。

６　試合場に入れるものは、監督・選手だけで、他のものの入場は厳禁とする。

７　試合はすべて一刀（一本の竹刀）にて行うものとする。二刀にての試合は認めない。

８　鍔競り合いについて

（１）試合者は、正しい鍔競り合いの攻防から１０秒以内に技を出すか、または、相互に間合いを切って

鍔競り合いを解消しなければならない。

　　　　正しい鍔競り合いとして以下に示す内容を審判の判定基準とし、この基準からはずれる場合は不当

な鍔競り合いの反則とする。

1. 手元が上がった拳競り合いにならないようにし、手元を下げて相互に鍔元と鍔元を合わせて竹刀を交差させる。（このことを試合者同士が相互に努力して行うことを前提とする。）
2. 鍔元で竹刀の表鎬を交差させる。（竹刀は右傾前方に傾ける。）
3. 瞬間的に裏交差はあり得るが、直後に表縞側での交差に直さなければならない。（先に裏交差し

た者や右拳を体の中心より左側において鍔競り合いをする者は反則の対象となる。）

1. 鍔競り合いは、相互に鍔元で圧力をかけ合っている状態とする。（相手の力を故意に吸収して　　　　　　　　　　体を密着させる行為は反則の対象となる。）

（２）審判員は、不当な鍔競り合いの「反則」を厳密に見極めるとともに、正しい鍔競り合いの攻防が１０

　　　秒程度続いた場合、時間空費の「反則」または「分かれ」を見極める。

　　　　ただし、安易に「分かれ」をかけない。

９　不正用具を使用した場合の罰則は以下のとおりとする。（試合規則１７条・１９条）

1. 不正用具使用者を負けとし相手に２本を与える。なお両者同時になしたときは、両者ともに負けとする。
2. 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。
3. 不正用具使用が発見された者は、その後試合を継続することができない。
4. 不正用具使用者は、今大会において以後の試合に出場できない。
5. リーグ戦にあっては、不正用具使用者の総ての試合を負けとする。

10　選手が負傷した場合は、救護員及び監督の意見を聞いた上、審判員が審判長の了解を得て試合継続の可否について決定する。試合の継続が決定した後、原則として５分以内に試合を再開する。

【その他注意事項】

1　駐車場は、付帯の駐車場を利用すること。

2　応援については、観覧席から行う。また、節度をもって行うこと。

3　競技用フロアでの飲食は禁止。喫煙は必ず館外の指定場所で行い吸殻は各自持ち帰ること。

4　入場口で必ず履き替えること。

5　競技中の疾病、傷害については、応急手当のみ主催者側で行うが、その後は各自で処置を行う。

6　貴重品の管理は各自で責任を持って確実に行うこと。

7　ゴミ等は各自で必ず持ち帰ること。

8　施設の利用に関して、マナーやルールを厳守すること。

9　大会運営にあたる競技役員、審判員、補助員には十分礼を尽くすようにご指導ください。

【会場】

松本市本郷体育館　コート２面使用予定

【役員】

会場長　　　　 （校　長）　　　　　松本筑摩高等学校　　　　　　　太田　道章

副会場長　　　　（定時制教頭）　　　松本筑摩高等学校定時制　　　　山岡　久俊

会場責任者　　　（大会事務局）　　　松本筑摩高等学校定時制　　　　二木　むつみ

競技委員長　　　（長野県高体連剣道専門部より）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　穂高商業高等学校　　　　 　　青栁　俊幸